

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美里町は、熊本県のほぼ中央に位置し、平成 16 年に中央町と砥用町が合併し誕生。

町の総人口は 1947 年（昭和 22 年）をピークに減少を続け、昭和 22 年（1947 年）から平成 22 年（2010 年）までの 63 年間で、総人口が 5 割以上（53.2%）減少し、現在 2023 年（令和 5 年）に 8,992 人の総人口は、2040 年（令和 22 年）には 5,730 人、2060 年（令和 42 年）には 3,021 人まで減少すると推測されている。

各産業別の就業者数についてみると、第 1 次産業は 1985 年（昭和 60 年）以降一貫して減少しており、第 2 次産業は 1990 年（平成 2 年）をピークに減少に転じ、第 3 次産業は 1985 年（昭和 60 年）以降増加傾向で推移している。割合的にも 2010 年（平成 22 年）では、就業者の半分以上が第 3 次産業に就業している。

このような中、事業者の安定経営を支援するために金融機関や商工会と連携し、事業用融資に伴う利子補給を行うことにより、経営力強化のための資金繰り及び事業拡充意欲を促し地域経済の振興を図っている。

しかし、特に小規模事業者の経営者の高齢化が進み、後継者不足が課題となっている現状において、生産性の抜本的な向上により、担い手の確保に努め、残された事業者の存続と将来に向けた新たな産業の育成が喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美里町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が美里町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

美里町の産業は、広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、美里町全域とする。

(2) 対象業種・事業

美里町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が美里町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画により対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 7 月 27 日～令和 7 年 3 月 31 日までとする。

計画期間は原則として 2 年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である 4 月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和 7 年 3 月 31 日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、町内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自らの生産・販売等に供するものを認定対象とし、地域の景観や自然環境の保全に配慮する。